国有林の地域別の森林計画書（案）

（岩徳森林計画区）

計画期間　自　令和　９年　４月　１日
　　至　令和１９年　３月３１日

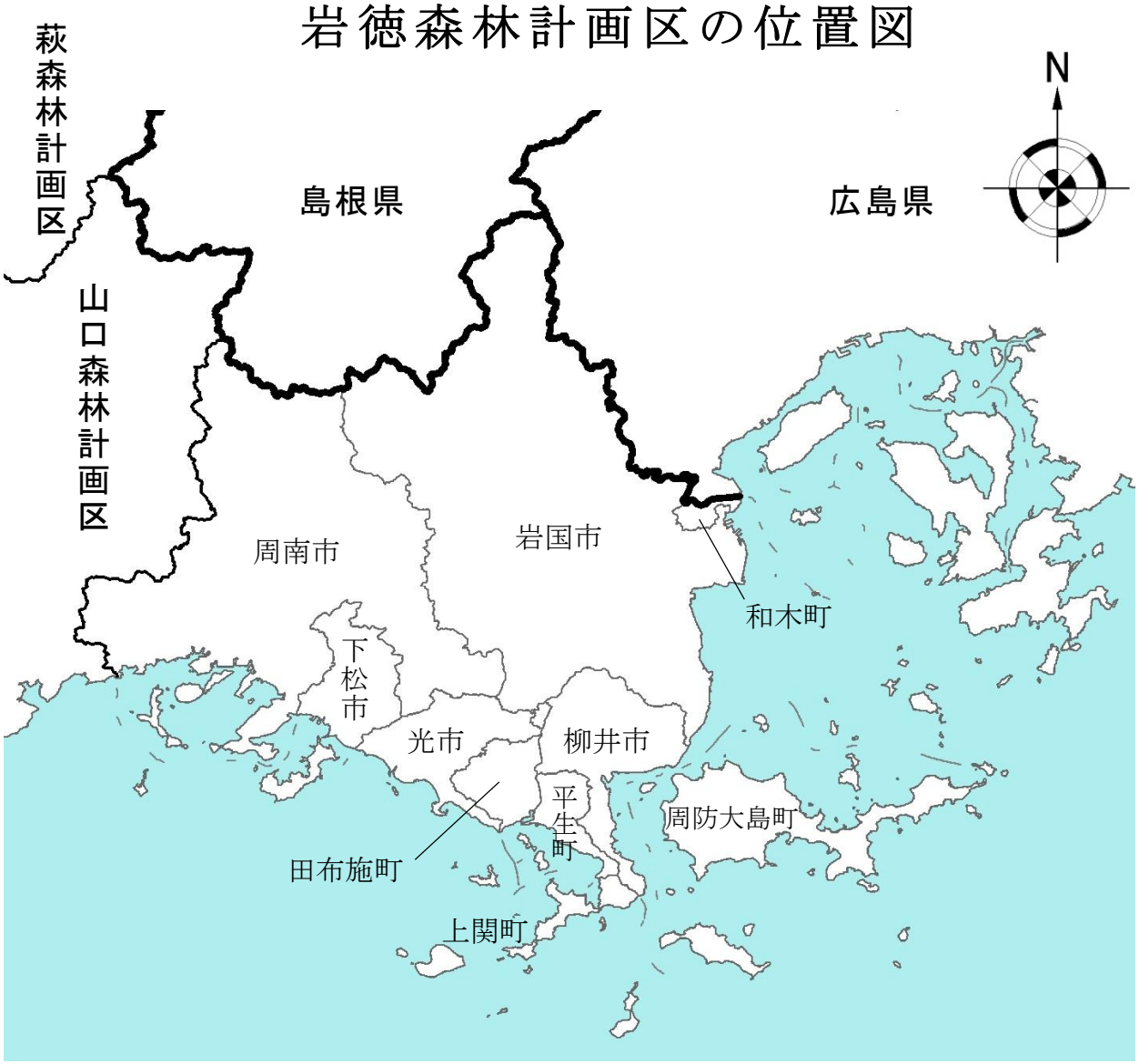
近畿中国森林管理局

ま　え　が　き

本計画は、森林法第７条の２の規定に基づき、全国森林計画に即して、岩徳森林計画区のうち林野庁所管の国有林について樹立した令和９年４月１日から令和 19 年３月 31 日までの 10 年間を計画期間とする「国有林の地域別の森林計画」です。

この用紙は間伐材を活用しています。

岩徳森林計画区の位置図





凡	例
府県界	
森林計画区界	
市町村界	

目　　次

Ⅰ　計画の大綱 1

１　森林計画区の概況 1

(1) 自然的条件 1

(2) 社会経済的背景 2

(3) 森林計画区における国有林の位置付け 2

２　前計画の実行結果の概要及びその評価 3

(1) 伐採立木材積及び間伐立木材積 3

(2) 人工造林及び天然更新別の造林面積 3

(3) 林道の開設又は拡張の数量 3

(4) 治山事業 4

３　計画樹立に当たっての基本的な考え方 4

Ⅱ　計画事項 5

第１　計画の対象とする森林の区域 5

第２　森林の整備及び保全に関する基本的な事項 6

１　森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項 6

(1) 森林の整備及び保全の目標 6

(2) 森林の整備及び保全の基本方針 6

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等 10

２　その他必要な事項 10

第３　森林の整備に関する事項 11

１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。） 11

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法 11

(2) 立木の標準伐期齢 14

(3) その他必要な事項 14

２　造林に関する事項 14

(1) 人工造林に関する基本的事項 14

(2) 天然更新に関する基本的事項 15

(3) その他必要な事項 16

３　間伐及び保育に関する事項 16
(1) 間伐の標準的な方法 16
(2) 保育の標準的な方法 17
(3) その他必要な事項 17
４　公益的機能別施業森林の整備に関する事項 18
(1) 公益的機能別施業森林区域及び当該区域内における森林施業の方法 18
(2) その他必要な事項 19
５　林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項 19
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方 19
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方 20
(3) 林産物の搬出方法等 21
(4) 更新を確保するための林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法 21
(5) その他必要な事項 21
６　森林施業の合理化に関する事項 22
(1) 特に効率的な施業を推進する森林の設定に関する方針 22
(2) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針 22
(3) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針 22
(4) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針 22
(5) その他必要な事項 23

第４　森林の保全に関する事項 24
１　森林の土地の保全に関する事項 24
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区 24
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法 24
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項 24
(4) その他必要な事項 25
２　保安施設に関する事項 25
(1) 保安林の整備に関する事項 25
(2) 保安施設地区に関する事項 25
(3) 治山事業に関する事項 26
(4) その他必要な事項 26

３　鳥獣害の防止に関する事項 26
(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止方針 26
(2) その他必要な事項 26
４　森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項 27
(1) 森林病害虫等の被害対策の方針 27
(2) 鳥獣害対策の方針（３に掲げる事項を除く。） 27
(3) 林野火災の予防の方針 27
(4) その他必要な事項 27

第５　計画量等 28
１　伐採立木材積及び間伐立木材積 28
２　森林施業面積 28
３　人工造林及び天然更新別の造林面積 28
４　林道の開設又は拡張に関する計画 29
５　保安林整備及び治山事業に関する計画 29
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等 29
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等 29
(3) 実施すべき治山事業の数量 30

第６　その他必要な事項 31
○　保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法 31
(1) 法令により施業について制限を受けている森林 31
(2) 制限林の施業方法 32

別表１　公益的機能別施業森林区域及び施業方法 35
１　水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 35
２　土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 35
(1) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 35
(2) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 35
(3) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 35

別表２　鳥獣害防止森林区域 36

Ⅰ　計画の大綱

１　森林計画区の概況

(1) 自然的条件

ア　位置及び面積

岩徳森林計画区は、芦田・佐波川広域流域に属し、山口県の東部に位置しており、北は島根県、西は山口森林計画区、東は広島県に接し、南は瀬戸内海に面しています。その区域面積は 212 千 ha で、山口県総面積の 35％を占めています。

本計画区に包括される行政区域は、下松市をはじめとする５市５町です。

国有林（国有林野の管理経営に関する法律第２条に定める森林及び公有林野等官行造林地（計画対象外森林を除く。）。以下同じ。）は、計画区北部の錦川の水源地帯、錦帯橋や城山を中心とする東部観光地周辺及び瀬戸内海の島しょ部に所在し、その面積は４千 ha です。

イ　地勢

北部は、寂地山（1,337m）を最高峰とし、鬼ヶ城山（1,031m）、羅漢山（1,109m）、平家ヶ岳（1,066m）等の中国山地を形成する 1,000m級の山々が並んでいます。

中部は、玖珂盆地、鹿野盆地等数々の盆地を有し瀬戸内海沿岸には、岩国平野、柳井平野、周南平野等が広がっています。

主な河川として錦川があり、山口県周南市の𧑘（あざみ）ヶ岳にその源を発し、途中宇佐川、本郷川、生見川の支川を合わせながら南流し、名勝「錦帯橋」の下流で錦川本川（今津川）と、門前川に分流し、瀬戸内海に注いでいます。

さらに、瀬戸内海には、屋代島を初めとする大小の島々が点在します。

ウ　地質及び土壌

地質は、北部山岳地域には、流紋岩質岩石、砂岩、礫岩等が、中部には、黒色片岩、泥岩等が分布しています。また、南部の瀬戸内海沿岸の地域並びに島しょ部の大部分は、花崗岩類が分布しています。

以上の母岩から生成された森林土壌は、北部及び花崗岩地帯を除く中央部においては、生産力に富む適潤性褐色森林土が、中央部花崗岩地帯及び南部並びに島しょ部にかけては、生産力のやや劣る粗粒積性未熟土及び乾性褐色森林土が広く分布しています。

エ　気候

令和７年の北部（観測所:広瀬）の気候は、年平均気温 15.4℃、年降水量 1,923 ㎜、寒冷で積雪が比較的多い山地型気候に属します。中部（観測所:岩国）から南部（観測所:柳井）にかけては、年平均気温 16.2～16.6℃、年降水量 1,379～1,604 ㎜程度で、温暖少雨の瀬戸内海型気候に属します。（令和７年気象庁資料）

(2) 社会経済的背景

ア　土地利用の状況

森林面積は 154 千 ha で、森林率は 73%を占めており、山口県全体の 72%とほぼ同水準となっています。（令和６年度山口県森林・林業統計要覧）

イ　人口及び産業の状況

人口は、42.5 万人で山口県総人口の 34%となっています。就業者数は 20.3 万人で産業別内訳は第１次産業が３％（6.7 千人のうち林業就業者数 274 人）、第２次産業が 31％、第３次産業が 66%となっています。（令和２、７年国勢調査）

ウ　交通の状況

交通網は、南部を JR 山陽本線、JR 岩徳線、JR 山陽新幹線が走り、東部では錦川鉄道が錦川に沿って走っています。

自動車道は、北部を中国縦貫自動車道、南部を山陽自動車道が横断しているほか、国道２号、187 号、188 号、315 号、376 号、434 号、437 号、489 号、その他主要地方道が縦横に走り、この地域の基幹交通網を形成しています。

(3) 森林計画区における国有林の位置付け

国有林面積は４千 ha で、計画区の森林面積 154 千 ha の２％を占めています。北部の中国山地に集中して小団地があり、南部には小団地の国有林が点在しています。

北部地域に所在する国有林は、中国山地の脊梁地帯に分布し、国土保全、水源涵養等の公益的機能の発揮に重要な役割を果たしています。

南部地域に所在する国有林は、錦帯橋、城山を中心とする東部観光地周辺及び瀬戸内海の島しょ部等に所在し、水源涵養、山地災害防止等の公益的機能を有しています。

また、自然公園（瀬戸内海国立公園等）に含まれるところもあり、保健休養の場としても寄与しています。

2　前計画の実行結果の概要及びその評価

(1) 伐採立木材積及び間伐立木材積

主伐は、公有林野官行造林地の契約延長等により、伐採を見送ったことから計画を下回る実績となりました。

間伐は、実行に当たり現地を精査した結果、実施はありませんでした。

単位：材積 ㎥ 、実行歩合 %、面積 ha

区　分	伐　採　立　木　材　積								
	計　　画			実　　行			実行歩合		
	主　伐	間　伐	総　数	主　伐	間　伐	総　数	主　伐	間　伐	総　数
総　数	74,541	〈333〉 40,548	(1,000) 115,089	16,720	〈－〉 －	(899) 16,720	22	〈－〉 －	(90) 15

注：1　計画欄は、前計画の前半５ヶ年に相当する数値です。
　　2　実行欄は、令和４～令和７年度実績と令和８年度見込量の合計です。
　　3　〈 〉は間伐面積です。
　　4　( )は外書で、地域管理経営計画等においてあらかじめ伐採箇所が特定できない臨時伐採量です。

(2) 人工造林及び天然更新別の造林面積

人工造林、天然更新ともに、主伐を見送ったことに伴い、実行できませんでした。

単位：面積 ha、実行歩合 %

総　　数			人工造林			天然更新		
計　画	実　行	実行歩合	計　画	実　行	実行歩合	計　画	実　行	実行歩合
37	－	－	14	－	－	23	－	－

注：1　計画欄は、前計画の前半５ヶ年に相当する数値です。
　　2　実行欄は、令和４～令和７年度実績と令和８年度見込量の合計です。
　　3　四捨五入により総数と内訳が合わないことがあります。

(3) 林道の開設又は拡張の数量

該当ありません。

(4) 治山事業

保全施設は自然災害の発生に応じて緊急性を勘案した結果、実施はありませんでした。

保安林の整備は、計画の見直しのため実施はありませんでした。

単位：保全施設 地区、保安林の整備 ha、実行歩合 %

種　　類	計　　画	実　　行	実 行 歩 合
保 全 施 設	1	－	－
保安林の整備	188	－	－

注：1　計画欄は、前計画の前半５ヶ年に相当する数値です。
　　2　実行欄は、令和４～令和７年度実績と令和８年度見込量の合計です。

3　計画樹立に当たっての基本的な考え方

本計画区の国有林は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化防止等の多面的機能の発揮を通じて、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現や木材等の林産物の供給源として地域の経済活動と深く結びついています。

また、本計画区の国有林は、戦後に積極的に造成された人工林を主体に蓄積が年々増加しており、多くの人工林が利用期を迎えています。

これらの森林資源を有効に利用しながら、計画的に再造成し、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るためには、より効率的かつ効果的な森林の整備及び保全を進めていく必要があります。こうした情勢を踏まえ、森林の現況、自然的条件及び社会的条件、国民のニーズ等に応じて、花粉発生源対策を推進するとともに、施業方法を適切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進めながら、望ましい森林の姿を目指します。

その際、全ての森林が多種多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然的条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林をバランス良く配置するよう努めます。

この計画は、全国森林計画に即し、本計画区の国有林について、このような考え方に基づき自然的条件、社会的条件、地域の動向、前計画の実行結果やその評価等を踏まえつつ、森林の整備及び保全の目標、森林施業、林道の開設、森林の土地の保全、保安施設等に関する事項を明らかにしたものです。

計画の実行に当たっては、民有林との連携のもと効率的な実行の確保が図られるよう努めます。

Ⅱ　計画事項

第１　計画の対象とする森林の区域

〇市町村別面積

単位：ha

区　　分		総　　数	国有林野	公有林野等 官行造林地
総　　数		3,504.62	2,466.87	1,037.75
市町村別内訳	下　松　市	503.77	503.77	－
	岩　国　市	1,798.29	1,544.29	254.00
	周　南　市	1,057.62	418.81	638.81
	周防大島町	144.94	－	144.94

注：１　本表の面積は令和８年３月 31 日現在の数値です。

２　本計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の国有林（林野庁所管）です。

３　森林計画図の閲覧場所

近畿中国森林管理局ホームページ

第２　森林の整備及び保全に関する基本的な事項

１　森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

ア　水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

イ　山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ　快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

エ　保健・レクリエーション機能

身近な自然や、自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育的活動に適した施設が整備されている森林

オ　文化機能

史跡、名勝等と一体となって、潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

カ　生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林

キ　木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能[注]を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進します。

具体的には、森林の諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性の保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業、林道等の路網の整備、森林の集積・集約化、保安林制度の適切な運用、山地災

害の防止、森林病害虫や野生鳥獣害対策、花粉発生源対策などの森林の保護等に関する取組を推進します。

これらの取り組みに当たり、現況が人工林のうち、林地生産力が比較的高く車道から距離が近い等、自然的・社会的条件が良い林業適地では、多様な伐期の設定や伐採面積の縮小・分散に取り組みつつ、特に効率的な施業が可能な森林の区域の設定に努めます。林業適地以外では、帯状等の伐採や侵入広葉樹の活用による針広混交林化等により天然林へ移行するよう努めます。また、現況が天然林となっているものは自然の推移に委ねることを基本としつつ、里山林等では、多面的機能の維持増進を図るため、更新補助作業を含む適切な整備により利活用等を推進します。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化や急速な少子高齢化と人口減少等の社会的情勢の変化、流域治水と連携した対策の必要性にも配慮しつつ、各機能の充実と機能間の調整を図り、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により、健全な森林の維持造成を推進します。また、近年の森林に対する国民の要請を踏まえ、花粉発生源対策を推進するとともに、流域治水とも連携した国土強靭化対策を推進します。加えて、航空レーザ計測等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進します。あわせて、シカ等による森林被害を含めた森林の状況を的確に把握するための森林のモニタリングの継続的な実施や森林ＧＩＳの効果的な活用を図ります。

森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針は次のとおりです。

注：　森林の有する国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能のことを「森林の有する多面的機能」と表現し、このうち、林産物の供給に関する機能以外の機能を「森林の有する公益的機能」と表現する。

ア　水源涵養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び渓流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全します。

具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ります。また、自然的条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進します。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を行います。

イ　山地災害防止機能／土壌保全機能

山腹崩壊等により人命や人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊、その他山地災害の防備を図る必要のある森林、気象条件や地形条件等からみて飛砂、潮害、津波等の災害発生の危険度の高い森林については、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全します。

具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進します。また、自然的条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進します。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設を設置します。

また、災害発生の危険度の高い海岸林の適切な管理、保全、再生等を行います。

ウ　快適環境形成機能

国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全します。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を実施します。

また、快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を行います。

エ　保健・レクリエーション機能

観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全します。

具体的には、国民に憩いの場や学びの場、都市住民と山村との交流の場などを提供する観点から、自然的条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を行います。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を行います。

オ　文化機能

世界文化遺産、国宝、重要文化財、史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を行います。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を行います。

また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を行います。

カ　生物多様性保全機能

全ての森林が多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱（かくらん）により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然的条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指します。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔（けいはん）林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全します。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮します。

キ　木材等生産機能

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備します。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を行います。また、林業適地では、将来にわたり人工林として維持する観点から、主伐後の植栽による確実な更新を行います。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とします。また、利活用等により機能の維持増進を図る天然林では、更新補助作業を含む適切な整備を推進します。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

○計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態

単位：面積 ha、蓄積 ㎥/ha

区　　分		現　　況	計画期末
面　　積	人工林	1,841	1,737
	天然林	1,423	1,423
	利活用等により機能の維持増進を図る天然林	87	87
森　林　蓄　積		216	197

注：1　人工林
人為による苗木の植栽又は人工下種※により成立させ維持される森林（伐採跡地含む）等。
2　天然林
自然による種子の発芽、ぼう芽更新等により成立、維持される森林（竹林及び末立木地含む）。
3　利活用等により機能の維持増進を図る天然林
更新補助作業を含む適切な整備により利活用等を促進し、多面的機能の維持増進を図る里山林等の天然林。
※　種子を直接林地に播き付ける造林法。

2　その他必要な事項

特に記すべき事項はありません。

第３　森林の整備に関する事項

１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林の有する公益的機能の発揮と森林資源の循環利用を図るために、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材需要構造、森林の構成等を勘案するとともに、伐採・搬出に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和３年３月 16 日付け２林整整第 1157 号林野庁長官通知）を踏まえて行うものとします。

この際、森林の生物多様性の保全のため、多種多様な森林の配置を「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」（令和６年３月林野庁策定）を踏まえ推進します。

また、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採を推進します。

立木の伐採の標準的な方法は次のとおりとします。

ア　皆伐を行う森林

(ｱ) 皆伐新植を行う森林

a　対象森林

皆伐新植は、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術、森林被害の発生状況等からみて、人工林の造成が確実であり、かつ人工林施業による森林生産力の増大が十分期待できる森林について行います。

また、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて複層林の造成が確実であり、かつ複層林の造成による多様な木材の生産が期待される林分で、林道の整備状況等からみて複層林施業を行うことが適切な林分については当該施業を行います。

b　生産目標別の主伐の時期

皆伐を行う人工林の主伐は、樹種ごとの生産目標に対応する径級に達した時期に行います。本計画区における樹種別、生産目標別の主伐時期の目安は、次のとおりとします。

地区	樹種	標準的な施業体系			主伐時期の目安（年）
		生産目標	仕立方法	期待径級(cm)	
全域	スギ	一般建築材	中仕立	20～24	40
		造作材	中仕立	46	120
	ヒノキ	一般建築材	中仕立	18～22	50
		造作材	中仕立	38	120
	マツ	一般材	中仕立	30	80

注：期待径級は、主伐の目安の林齢の胸高直径です。

c　伐区の形状その他立木の伐採・搬出に関する留意事項

(a) 国有林（公有林野等官行造林地を除く。）

〈1〉 伐採に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮を確保するため、気候、地形、土壌等の自然的条件を踏まえ、伐採の規模、周辺の伐採地との連担等を十分考慮します。特に、林地の崩壊の危険のある箇所、渓流沿い、尾根筋等について、林地の保全や生物多様性の保全等に支障がないよう、伐採の適否、伐採方法を決定します。

〈2〉 １箇所当たりの伐採面積は、制限林のうち保安林及び自然公園第３種特別地域は、おおむね５ha 以下（ただし、１伐採箇所の面積の限度が５ha 以下で指定されている保安林等はその制限の範囲内とします。保安林における伐採年度当たりの皆伐面積の限度は、保安林単位区域ごとの総年伐面積の範囲内とします。）。その他の制限林は、その制限の範囲内とします。制限林以外の森林にあっても、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図るため、１箇所当たりの伐採面積は、おおむね５ha 以下とします。ただし、分収造林等の契約に基づく森林は、契約内容によることとします（法令等の制限がある場合は、その制限の範囲内とします。）。

〈3〉 伐採箇所は、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮するとともに新生林分の保護、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため、主要な尾根、斜面中腹、渓流沿い、主要道沿線等に保護樹帯を積極的に設置します。特に水源涵養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林については、天然生広葉樹の育成等による針広混交林への誘導や林分のモザイク的配置を考慮します。また新生林分に接続して皆伐を行う場合は、原則として隣接の新生林分がおおむねうっ閉した後に行います。

なお、皆伐新植を予定する林分において、利用径級に達しない小径木の有用樹種で形質の優れているものが生育している場合は、伐採せずに残すように努めます。

〈4〉 人工造林による複層林へ導くための施業を行う場合は、面的な複層状態に誘導する伐採、帯状又は群状伐採を基本としますが、立地条件や景観への配慮の必要性など、現地の実態に応じて単木伐採も行います。

〈5〉 積雪量 100～250cm の多雪地帯では、傾斜の変換点、局所的急峻地、岩石地、風衝地、雪崩箇所、崩壊地の周辺、雪庇発生箇所の立木は伐採せずに残しますが、利用価値の高いものは択伐します。

〈6〉 上記多雪地帯で、積雪の匍行力による植栽木の引き抜けや倒伏等の被害が予想される箇所においては、必要に応じて防雪帯を設けます。

防雪帯は、斜面長 40m以上の箇所においておおむね 40mごとに幅 20m程度としますが、できるだけ傾斜の変換点を選び、集材方法、地形などを勘案して防雪効果が効果的に確保できるよう設けます。なお、搬出上支障となる立木はなるべく１m以上の高さで伐倒し、防雪効果の維持に努めます。

〈7〉 林産物の搬出に当たっては、地形等の条件に応じて路網又は架線を適切に選択することとします。特に、地形、地質等の条件が悪く、土砂の流出又は崩壊を引きおこすおそれがあり、森林の更新や森林の土地の保全に支障を生じる場所においては、地表を極力損傷しないよう、路網の作設を避け、架線によることとするなど十分配慮し、搬出方法を決定します。

やむを得ず路網又は架線集材のための土場の作設が必要な場合には、法面を丸太組みで支えるなどの対策を講じます。

(b) 公有林野等官行造林地

公有林野等官行造林地の伐採は、制限林にあってはその制限内容に従って行います。林産物の搬出は前項(a)に準じて行います。

(ｲ) 皆伐天然更新を行う森林

a 対象森林

皆伐天然更新は、アカマツ等の森林であって天然下種による更新が確実な林分及びクヌギ、コナラ等の森林であって、ぼう芽による更新が確実な林分において行います。

b 伐区の形状その他立木の伐採に関する留意事項

伐区の面積は皆伐新植に準ずるとともに、特に確実な更新を期するため、伐区の形状、母樹の保残等について配慮するとともに、伐採は、天然生稚樹の生育状況及び種子の結実状況等を勘案し、適切な時期を選定して行います。

イ 択伐を行う森林

択伐を行う林分は、各種法令等により伐採の方法を択伐と指定された林分であって、択伐によって良好な天然下種更新が確実に図られる林分において行います。

伐採に当たっては、樹種構成、林木の生長、生産材の期待径級等を勘案するとともに、森林生産力の増進が図られる適正な林型に誘導するよう配慮して択伐率等を適切に定めます。林産物の搬出は前項アに準じて行います。

(2) 立木の標準伐期齢

主要樹種について、平均成長量が最大となる年齢を基準として、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して次表のとおり定めます。

単位：年

地区	関係市町村	樹種					
		スギ	ヒノキ	マツ類	その他針葉樹	クヌギ	その他広葉樹
内陸	岩国市（旧岩国市師木野、小瀬、御庄、藤河、北河内、南河内、旧本郷村、旧錦町、旧美川町、旧美和町）、周南市（旧都濃町、旧向道村、旧和田村、旧鹿野町）	35	40	30	45	10	20
内海沿岸	岩国市（旧岩国市岩国、通津、旧由宇町、旧玖珂町、旧周東町）、柳井市、周防大島町、和木町、周南市（旧都濃町、旧向道村、旧和田村、旧鹿野町を除く）下松市、光市、上関町、田布施町、平生町	40	45	30	45	10	20

(3) その他必要な事項

主伐の時期については、高齢級の人工林が急増すること等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮しつつ、木材等資源の安定的かつ効率的な循環・利用を考慮して、多様化を図ります。

また、歴史を未来につなぐ森林（もり）づくりとして、歴史的木造建築物の修復資材の供給や資源となる森林の育成に取り組みます。

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する基本的事項

人工造林については、将来にわたり人工林を維持する自然的及び社会的条件の良い林業適地のほか、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林において行います。

更新に当たっては、花粉発生源対策の推進を図るため、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。）の植栽、広葉樹の導入等に努めます。

また、効率的な施業実施の観点から、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めます。

ア　人工造林の対象樹種

人工造林における造林すべき樹種は、適地適木を原則とし、広葉樹や郷土樹種も考慮に入れて、自然的条件等に適合するとともに、木材需要にも配慮して、スギ、ヒノキ及びケヤキ、クヌギ等の有用広葉樹の中から最も適合した樹種を選定します。複層林にあっては、原則としてスギ又はヒノキとします。

また、成長等に優れた特定母樹由来の苗木や花粉の少ない苗木の積極的な活用に努めます。

イ　人工造林の標準的な方法

スギ、ヒノキともヘクタール当たり 2,000 本を標準とします。複層林にあっては、群状又は帯状伐採区は、ヘクタール当たり 2,000 本を、単木伐採は、ヘクタール当たり 1,000 本を標準とします。

なお、苗木の選定については、コンテナ苗、成長に優れたエリートツリー（第２世代精英樹等）等の苗木、花粉の少ない苗木の使用に努めます。

地ごしらえは、地力維持に配慮し、植生、地形、気象等の立地条件と、末木枝条の残存状況、植栽本数等に応じた適切な方法を採用します。植栽木とともに生育が期待できる天然生稚幼樹は刈り払わずに残します。

ウ　伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の更新をすべき期間は、公益的機能の維持や早期回復を図るため、人工造林によるものについては原則として２年以内とします。なお、伐採と造林を一貫して行う作業システムの導入に努めます。

(2) 天然更新に関する基本的事項

天然更新については、天然下種更新における前生稚樹の生育状況、ぼう芽更新における伐採時の林齢や根元直径等の対象森林の現況、周辺森林を含めた母樹の分布状況や鳥獣害の状況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行います。

ア　天然更新の対象樹種

天然更新に係る補助作業の対象樹種は、既往の天然生有用広葉樹種の造林成績及び林産物の需要動向を勘案し、ヒノキ、アカマツ、ケヤキ、ミズメ、クヌギ、コナラ等とします。

イ　天然更新の標準的な方法

(ｱ) アカマツ

アカマツは原則として天然更新によることとし、アカマツの生態的適地で、かつアカマツが現存し、植生状態等の立地条件から天然更新による成林が可能な箇所を選定し、母樹の保残に努め､伐採前の地ごしらえを行います。

天然更新補助作業は現地の実態に応じて必要な植込み、まき付けを行うほか、必要な稚樹の刈り出しを行います。

(ｲ) 広葉樹

伐採面積、母樹保残、側方天然下種における伐区の形状等を十分検討し、確実な稚樹の発生に必要な伐採方法を選定します。なお、発生した稚樹が少ない場合には天然更新補助作業として刈り出し等を行います。

有用広葉樹については、地理的条件、土壌条件等から、広葉樹の適地を対象としてぼう芽による更新を図るため、天然更新補助作業として芽かき、刈り出し等を行います。

また、期間を定めて更新状況を確認し、更新が完了していないと判断される場合には、植栽等により確実に更新を図ります。

(3) その他必要な事項

材質が堅く成長が早い早生樹について、関係機関との連携も図りつつ、試験植栽を行い、技術開発を計画的に進めます。

3　間伐及び保育に関する事項

健全な森林の育成による二酸化炭素の吸収目標の達成及び多様な森林への誘導に必要な間伐や保育を適確に実施します。

なお、実施に当たっては、森林施業の効率化・低コスト化を推進するための技術の普及及び定着に留意します。

(1) 間伐の標準的な方法

林分の健全化、林木の形質の向上等を図ることを目的として、林木の競合状態に応じて間伐を実施します。

実施時期は、樹冠がうっ閉したことにより、下層植生の一部が消失している若しくは消失するおそれのある場合又は林木相互間に競合による優劣が生じた時期とします。

保育間伐等定性間伐の選木については、間伐後の林木の質的向上と林分の健全性の保持を目的に、主として形質良好な上中層の林木を保残することとし、それ以外の形質不良木や形質良好であっても保残木の成長に影響する上層木等も選木します。

利用間伐に当たっては、選木作業の簡素化や効率的に間伐を実施するため、立木の生育状況や立地条件等を考慮の上、列状間伐を実施します。

間伐率は、35%（材積率）を上限とし、現地の実態に応じて決定します。

(2) 保育の標準的な方法

目的樹種の成長を助け、健全な森林の育成を図るため、下刈り、除伐、鳥獣害防止対策等の作業を行います。

ア　下刈り

目的樹種の成長を阻害する草本植物等を除去し、目的樹種の健全な育成を図るため、特に作業の省力化・効率化にも配慮しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じた適切な時期に、適切な作業方法により行います。また、その実施時期については、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断します。

イ　除伐

下刈りの終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、目的樹種の成長を阻害する樹木等を除去し、目的樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に行います。また、目的外樹種であっても、その生育状況や将来の利用価値を勘案し、有用なものは、保残し育成します。

ウ　鳥獣害防止対策

目的樹種の成長を阻害する野生鳥獣による被害を防除するため、地域における森林被害や生息状況等を勘案しつつ、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備や捕獲等を行います。

なお、植栽木等への被害が見込まれる場合は、植栽木等がニホンジカによる食害を防止できる樹高になるまで、有効な方法を実施します。

樹種	作業種	経過年数（年）															
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
スギ ヒノキ	下刈り	←					→										
	除伐									←							→
	鳥獣害防止対策	←															

注：この表は、目安を示したものであり、実施に当たっては画一性を排除し、必要に応じて行います。
　　複層林の下木の保育についても、表に準じて実施します。

(3) その他必要な事項

その他つる切り等の保育については、必要に応じて行います。

４　公益的機能別施業森林の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林区域及び当該区域内における森林施業の方法

公益的機能別施業森林区域及び施業方法については別表１のとおり定めます。

ア　公益的機能別施業森林区域

(ｱ) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

水源涵養機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域に係る地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めます。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施工地等については例外的に単独で区分します。

(ｲ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

ａ　土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

山地災害防止機能、土壌保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせます。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施工地については例外的に単独で区分します。

ｂ　快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

快適環境形成機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせます。

ｃ　保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健・レクリエーション機能又は文化機能の高度発揮が定められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせます。ただし、狭小な区域を単位として定めることに特別な意義を有する保護林、レクリエーションの森等については例外的に単独で区分します。

イ　公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

天然林については、公益的機能発揮の持続的な維持・管理を必要とする森林、利活用等を推進する森林を除き、手を加えません。他の施業については次のとおりです。

(ｱ) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

当該区域内における施業の方法は、伐期の延長及び伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持を図りつつ、根の発達を確保します。

具体的には、自然的条件及び社会的条件に応じて長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業を積極的に推進します。

(ｲ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

a　土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

原則的に択伐による複層林施業を積極的に推進するほか、立地条件や国民のニーズに応じ、天然性広葉樹の育成等による針広混交の天然林への誘導を図ります。

b　快適な環境の形成機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

皆伐をしないことを前提として、立地条件や国民のニーズ等に応じ、森林構成の維持を基本とした択伐による複層林施業を継続的に実施するほか、求められる効果に最も適合した森林の姿になるよう、樹種の選定や立木の密度等に配慮した更新、下枝の着生状態や葉量の保持等に配慮した保育、間伐等を積極的に行います。

c　保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

郷土樹種を主体とした花木や広葉樹との混交も考慮に入れ、択伐による複層林施業を行います。

(2) その他必要な事項

森林レクリエーション施設と一体となった広葉樹林等美しく快適な森林空間を創出するほか、地域住民と都市住民との連携による国民に開かれた里山林等の整備を推進します。

また、歴史的木造建築物等の周辺の森林については、それらの建物と一体となった森林環境の保全・造成を推進します。

５　林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網の開設については、傾斜等の自然的条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとします。その際、(2)の効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準を目安として林道（林業専用道を含む。以下同じ。）及び森林作業道を適切に組み合わせて整備（既設路網の改良を含む。）します。

また、林道の整備については、自然的条件や社会的条件が良い林業適地において森林の集積・集約化を進めているような地域等を主体に行い、木材輸送量の増大と走行車両

の大型化等に対応するよう改築・改良を含む林道の質的な向上も推進するとともに、気候変動に伴う災害の激甚化に対応するため、災害時に代替路にもなる林道の整備等や、林地保全の観点から適切な搬出方法を選択できるようにするため、架線集材に対応した土場等を備えた林道の整備も推進します。特に、林道の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択します。

開設する林道の路線配置、規格、構造等の基本的な考え方については、発揮すべき機能を踏まえた森林ごとに、以下のとおりとします。

ア　水源涵養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能

水源涵養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持向上のため積極的な施業を実施すべき森林においては、林道の開設に伴う土砂の流出や崩壊を起こさないことを基本に、線形、規格を選定し必要な路網を整備します。ただし、山地災害の危険性が高い地域については、新たな林道等の開設を回避する等特段の配慮をします。

また、既路線においては、路面の洗掘等による土砂の流出が起こらないよう施設の整備を行います。

イ　快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能

保健・レクリエーション機能の発揮を求められる森林において、森林へのアクセス等に必要な路網の整備を行う場合には、林道については利用者の利便性等の確保の観点に加え、森林作業道や歩道も含め景観や生態系の保全に配慮した線形、構造及び施設を選択します。

また、快適環境形成機能、文化機能、生物多様性保全機能の発揮を求められる森林等景観や生態系の保全が特に求められる森林については、新たな林道の開設を回避する等、森林の管理上必要最小限の整備とします。

〇基幹路網の現状

単位：延長 km

区　分	路　線　数	延　長
基幹路網	6	14
うち林業専用道	1	0.4

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

路網と林業機械を組み合わせた効率的な作業システムの普及・定着を図ることとし、間伐等継続的な施業が必要な対象地にあっては、低コストで効率的な作業システムに対応するため、下表を目安として林道及び森林作業道を整備するよう努めます。

○効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位：m/ha

区　分	作業システム	路網密度
緩傾斜地（ 0°～15°）	車両系作業システム	110 以上
中傾斜地（15°～30°）	車両系作業システム	85 以上
	架線系作業システム	25 以上
急傾斜地（30°～35°）	車両系作業システム	60〈50〉以上
	架線系作業システム	20〈15〉以上
急 峻 地（35°～　　）	架線系作業システム	5 以上

注：1　「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステムをいいます。タワーヤーダ等を活用します。
2　「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステムをいいます。フォワーダ等を活用します。
3　「急傾斜地」の〈 〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など天然林へ誘導する森林における路網密度です。

(3) 林産物の搬出方法等

林産物の搬出については、「主伐時における伐採・搬出指針」を踏まえ、適切な搬出方法を定めます。

(4) 更新を確保するための林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

該当ありません。

(5) その他必要な事項

土場、作業施設の整備に当たっては、気象、地形及び地質等の自然的条件、地域における土地利用及び森林の現況等を総合的に勘案し、整備箇所の選定を適切に行います。また、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置並びに環境の保全等のための森林の適正な配置等適切な措置を講じます。

なお、林道等路網の整備については、民有林と連携を図りながら一体的・効率的に推進します。

６　森林施業の合理化に関する事項

(1) 特に効率的な施業を推進する森林の設定に関する方針

自然的・社会的条件が良い林業適地の人工林について、特に効率的な施業を推進する森林に設定し、主伐後の植栽による確実な更新を行います。

(2) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

長期にわたる持続的な経営を担う多様な林業経営体の育成に当たっては、森林の集積・集約化への貢献の観点も含め、事業発注を通じた労働安全対策の取組等による労働環境の改善、スマート林業技術の導入、計画的な事業の発注、複数年契約、民有林との団地設定等による事業量の安定的確保、生産性の向上など事業の合理化などによる経営基盤や経営力の強化とともに、これを通じた林業従事者の所得や労働環境の向上が課題となっています。

このため、民有林関係者及び関係機関と一層連携を強化して、森林共同施業団地の設定等による事業量の確保、事業の計画的発注、広域就労の促進等により雇用の長期化・安定化を図るとともに、技術研修等の実施及び研修フィールドの提供等を通じ、林業機械化の促進や稼働率の向上などに努めます。

さらに社会保険等への加入促進等就労条件の改善に関する指導の推進、労働安全衛生の確保、山村の生活基盤の整備等により、林業従事者の就労環境の改善を図ります。

(3) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

林業機械の導入は、間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業の効果的かつ効率的な実施に不可欠なものであるとともに、稼働率及び労働生産性の向上、労働災害の減少、重筋労働からの解放による林業経営の合理化、林業事業体の体質強化及び林業労働者の確保を図る上で重要なポイントとなります。

このため、民有林関係者及び関係機関と一層連携を強化して、森林共同施業団地の設定等による事業量の確保及び路網と林業機械を組み合わせた低コスト作業システムの普及・定着を推進するとともに、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できる技術者の養成に寄与するよう努めます。

この場合、林業機械の導入に必要な路網の整備については、低コストで効率的な作業システムに対応し得るよう、林道、林業専用道、森林作業道を適切に組み合わせ、より効率的な森林施業のための路網への重点化を図ります。

(4) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

林産物の利用を促進するための施設の整備については、森林所有者等から木材製造業者等に至る木材の安定的取引関係の確立、施設・設備の大型化・高性能化、複数の中小

工場の連携による生産の効率化、木材生産者や製材・合板工場、工務店等の連携による取組等による加工・流通コストの低減や供給ロットの拡大、地域における熱利用及び熱電併給等に向けた関係者の連携等を通じて、建築、土木、製紙、再生可能エネルギー等の多様な分野における需要者のニーズに即した品質及び強度性能の明確な木材製品を大量に安定的かつ低コストに供給し得る体制の整備を図るため、民有林と一体となって取組を推進します。

ア　木材の生産・流通の合理化

事業の発注見通し等を公表しつつ、民有林の関係者及び素材生産業者・流通業者と一体となって、森林計画区を単位とした計画的な木材生産や協調出材等により木材の産地・銘柄化を図るなど生産・流通の合理化に努めます。

イ　生産・流通・加工を通じた関係者の合意形成

広域原木流通協議会等を活用し、地域材の産地化などについて関係者の合意形成に努め、国有林及び民有林、川上から川下まで一体となった合理的な木材の生産・流通システムの確立を図ります。

ウ　国産材の安定供給体制の整備

森林吸収目標達成のために必要な間伐の適確な実施、国産材の利用拡大を軸とした林業及び木材産業の成長産業化に資するため、国有林と民有林関係者が連携して、間伐材の生産性向上を図るとともに、需要者ニーズに対応した国産材の安定供給体制の整備を強力に推進します。

(5) その他必要な事項

森林経営管理制度の導入により、民有林において、森林の経営管理を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営体に再委託することとなっていることから、国有林としても、事業委託に際してはこうした林業経営体の受注機会の拡大に配慮するなど、意欲と能力のある林業経営体の育成に取り組むとともに、自ら森林経営を実施する市町村を支援するため、現地検討会の開催等を通じて森林・林業技術の普及や情報提供に取り組みます。

第４　森林の保全に関する事項

１　森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

全国森林計画第 4 表（３）「森林の土地の保全に特に留意すべき森林」の指定基準に基づき、森林施業及び土地の形質変更に当たり、水源の涵養、土砂の流出及び崩壊の防止上、特に林地保全に留意すべき森林の地区は、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、干害防備保安林、魚つき保安林、砂防指定地及び急傾斜地崩壊危険地区とします。

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区は次のとおりです。

単位：ha

所在		面　積	留意すべき事項
市町村	区　域		
下松市	44～48、50、51	121.85	林地の適正な管理及び適切な施業の実施により林地の保全を図るほか、土石・樹根の採掘、開墾、その他土地の形質変更に当たっては十分留意する。
岩国市	52～56、59～71、1024、1025 ※岩国市（旧周東町）　3	1,548.74	
周南市	※周南市（旧熊毛町）　2 ※周南市（旧鹿野町） 1、3、4、7、8、13～15	397.85	
計		2,068.44	

注：※は公有林野等官行造林地です。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

山地災害の発生により人命・施設への被害のおそれがあると認められ、かつ、急傾斜地にある又は地形等から森林作業道等の作設が不適切であることが明らかな森林については、「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林」として指定し、搬出の方法は原則として架線集材によることとします。

本計画区においては、指定はありません。

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調整を図り、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等、安全で潤いのある居住環境の保全、形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は極力避けます。

また、土石の切取り、盛土その他の土地の形質の変更を行う場合には、気象、地形、地質等の自然的条件、地域における土地利用及び森林の現況、土地の形質変更の目的や内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行います。さらに、土砂の流出や崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設や貯水池等の設置、環境の保全等のための森林の適正な配置等の適切な措置を講じます。なお、林地への再生可能エネルギー発電設備の設置に当たり、国土及び環境の保全の観点から、森林の公益的機能の発揮との調和を図ります。

また、防災や環境への影響等に対する懸念が高まっている太陽光発電設備の設置に係る開発については、地域との共生が図られるよう、許可基準等の見直しにより規律を強化した林地開発許可制度を厳正に運用します。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づき、知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守します。

(4) その他必要な事項

特に記すべき事項はありません。

２　保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する事項

保安林については、第２の１に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、流域における森林に関する自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源のかん養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するための保安林として指定する必要がある森林について、適切に保安林を配備するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、適切な森林整備を実施することによりその保全を確保します。

(2) 保安施設地区に関する事項

保安林が指定されていない箇所で、水源のかん養、土砂の流出防備、土砂の崩壊防備、飛砂の防備、風害、水害、潮害、干害、雪害又は霧害の防備、なだれ又は落石の危険の防止、火災の防備の目的を達成するため、森林の造成事業若しくは維持に必要な事業を行う必要があれば、保安施設地区に指定します。

(3) 治山事業に関する事項

治山事業については、第２の１に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、国民の安全・安心の確保を図る観点から、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化に向けて、近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっていること及び山腹崩壊等に伴う流木災害が顕在化していることを踏まえ、山地災害による被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立ち実施します。具体的には、流域治水の取組と連携を図りつつ、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽、本数調整伐等の保安林の整備及び渓間工、山腹工等の治山施設の整備を計画的に推進します。

また、流木対策としては、治山ダムの設置や根系等の発達を促す間伐等の森林整備、流木化して下流域へ被害を及ぼす可能性の高い流路部の立木の伐採等に取り組みます。

その中で、流域保全の観点からの関係機関との連携や、地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携を通じた効果的な治山対策を講じます。その際、保安林の配備による伐採等に対する規制措置と治山事業の実施の一体的な運用、既存施設の長寿命化対策の推進を含めた総合的なコスト縮減に努めるとともに、現地の実情を踏まえ、必要に応じて、在来種を用いた植栽・緑化など生物多様性の保全に努めます。

(4) その他必要な事項

特に記すべき事項はありません。

３　鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止方針

ア　区域の設定

鳥獣害防止森林区域については別表２のとおり定めます。

イ　鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法として、防護柵の設置及び維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置等の植栽木の保護措置、現地調査等による森林のモニタリングの実施、わな捕獲（囲いわな、くくりわな、箱わな等によるものをいう。）、安全体制が確保された場合の銃による捕獲等による鳥獣害防止対策を推進します。

保護林においては、上記に準じた鳥獣害防止対策を推進します。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努めます。

(2) その他必要な事項

特に記すべき事項はありません。

４　森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病害虫等の被害対策の方針

病害虫等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めます。特に、松くい虫による被害については、被害抑制のための健全な松林の整備と防除対策の重点化、地域の自主的な防除活動等の一層の推進を図るとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換の推進を図ります。なお、抵抗性を有するマツの転換に当たっては、気候、土壌等の自然的条件に適合したものを導入します。

また、ナラ枯れ被害についても、被害監視から防除実行までの地域の体制づくり、新たな技術の導入も含めた適切な防除を推進するとともに、里山等における広葉樹林の整備を通じた被害の未然防止を図ります。

(2) 鳥獣害対策の方針（３に掲げる事項を除く。）

鳥獣害防止森林区域において定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害について、地域の森林資源の構成、被害の動向を踏まえ、必要に応じて、鳥獣害防止対策を推進します。

特に、野生鳥獣による被害が深刻な森林については、その区域等を明確化して鳥獣害防止対策を推進します。

また、鳥獣害防止森林区域の設定の有無に関わらず、地域におけるクマの出没・被害の実情等に応じて、野生鳥獣の生息環境の保全・整備に向けて、林業適地以外の人工林の針広混交林化や広葉樹林化による天然林への着実な移行、野生鳥獣の移動抑制につながるよう、林業の活性化や里山林整備活動の促進、緩衝帯の整備等、野生鳥獣とのすみ分けを図る対策を推進します。

(3) 林野火災の予防の方針

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林野火災に係る広報・啓発の強化、延焼しにくい多様な林相への誘導、消火活動にも資する林道等の整備、森林情報の整備及び共有等による林野火災に強い地域づくりを推進します。

(4) その他必要な事項

山火事、病虫害、鳥獣害、風水害等の早期発見に重点を置くとともに、森林管理にも配慮した林野巡視に努めます。

また、森林の保護管理等を推進するため、地域の要望に基づく保安施設の整備や、啓発用の標識の設置等に努めます。

第５　計画量等

１　伐採立木材積及び間伐立木材積

単位：千㎥

区　　分	総　　数	主　　伐	間　　伐
総　　数	136	42	94
前半５ヵ年の計画量	(1) 87	32	54

注：１（ ）は外書で、地域管理経営計画等においてあらかじめ伐採箇所が特定できない臨時伐採量です。
　　２　四捨五入により総数と内訳が合わないことがあります。

２　森林施業面積

単位：ha

区　　分	森林施業面積
総　　数	778
前半５ヵ年の計画量	440

注：森林施業面積については、人工造林面積（新植+改植面積）、間伐面積、下刈り面積の計です。

３　人工造林及び天然更新別の造林面積

単位：ha

区　　分	人　工　造　林	天　然　更　新
総　　数	24	94
前半５ヵ年の計画量	9	22

４　林道の開設又は拡張に関する計画

該当ありません。

５　保安林整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位：ha

保安林の種類	面　積	前半５ヵ年の計画面積	備　考
保安林総数（実面積）	2,422	2,422	
水源かん養のための保安林	1,658	1,658	
災害防備のための保安林	347	347	
保健、風致の保存のための保安林	607	607	

注：総数欄は、２以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源かん養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがあります。

② 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位：ha

指定／解除	種　類	森林の所在		面積		指定又は解除を必要とする理由	備考
		市町村	区　域		前半５ヵ年の計画面積		
指定	土砂崩壊防備保安林	下松市	47	0	0	土砂の崩壊防備のため	

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

該当ありません。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当ありません。

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位：地区

土地の所在		治山事業施工地区数	前半５ヵ年の計画	主な工種	備考
市町村	区域				
下松市	44～48	5	5	本数調整伐	前期：10.33ha
岩国市	62、63	2	2	山腹工	
	53、54、59、60、63、65～67、70、71、1025	11	5	本数調整伐 その他	前期： 70.98ha 後期：127.59ha
	小計	12	6		
合計		17	11		

第６　その他必要な事項

○　保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

(1) 法令により施業について制限を受けている森林

単位：ha

種　　類	森　林　の　所　在		面　積	備　考
	市町村	区　　域		
水源かん養保安林	岩国市	52～56、61、62、64～71、1024、1025	1,265.63	
	周南市	※周南市（旧鹿野町） 1、3、4、7、8、13～15	392.65	
土砂流出防備保安林	下松市	44、45	1.29	
	岩国市	※岩国市（旧周東町）　3	6.89	
	周南市	※周南市（旧熊毛町）　2	2.44	
土砂崩壊防備保安林	岩国市	59、60、62、63	270.50	
防風保安林	下松市	48、51	13.16	
干害防備保安林	下松市	46、47	52.89	
魚つき保安林	下松市	50、51	64.89	
保健保安林	下松市	45～48、50、51	347.40	
風致保安林	岩国市	63	129.07	
	周南市	42、43	130.99	
砂防指定地	岩国市	63	1.19	
国立公園第２種特別地域	下松市	48、50、51	74.58	
国立公園第３種特別地域	周南市	39～43	346.78	
	周防大島町	※周防大島町（旧大島町） 1、2、4	97.79	
国定公園特別保護地区	岩国市	52～54	22.60	
国定公園第１種特別地域	岩国市	52、53、55	20.75	
国定公園第２種特別地域	岩国市	52～54、64～69、1024	118.62	
国定公園第３種特別地域	岩国市	52～54、64～71、1024、1025	860.39	

種　　類	森林の所在		面　積	備　考
	市町村	区　　域		
県立自然公園 第２種特別地域	岩国市	55	0.86	
県立自然公園 第３種特別地域	周南市	※周南市（旧熊毛町）　1、2、4	135.70	
鳥獣保護区 特別保護地区	岩国市	52～54	22.60	
風致地区	岩国市	61～63	133.80	
急傾斜地 崩壊危険地区	下松市	48	0.51	

注：※は、公有林野等官行造林地です。

(2) 制限林の施業方法

森林法、その他法令等により森林施業に制限のある森林は、それら法令等の目的達成に支障を及ぼさない範囲内で森林施業を行い、その種類ごとの伐採方法、更新方法及びその他施業に係る一般的事項は、次のとおりとします。

ア　保安林

(ｱ) 伐採方法

a　主伐

(a) 伐採種

それぞれの保安林の指定施業要件に定める伐採種によることとします。

(b) 伐採することのできる立木の年齢

樹種別に本計画に定めた標準伐期齢以上とします。

(c) 皆伐する場合の制限

伐採年度当たりの皆伐面積の限度は、保安林単位区域ごとの総年伐面積の範囲内とし、伐採年度ごとに皆伐することのできる一箇所当たりの面積は、それぞれの保安林の指定施業要件に定める面積以内とします。

(d) 択伐する場合の制限

伐採年度ごとに択伐することのできる立木の材積は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に、それぞれの保安林の指定施業要件に定められた択伐率を乗じて算出した材積以内とします。

b　間伐

(a) 間伐することのできる箇所は、樹冠疎密度が 10 分の８以上の箇所とします。

(b) 間伐することのできる材積は、それぞれの保安林の指定施業要件に定められた伐採率により算出した材積以内とします。

なお、伐採により樹冠疎密度が 10 分の８を下回ったとしても、当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね５年後に当該樹冠疎密度が 10 分の８以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積とします。

(ｲ) 更新

保安林の指定施業要件に植栽の指定がある場合は、植栽の方法、植栽期間、植栽樹種についてそれぞれ定められた内容の施業を行います。

イ　砂防指定地に係る森林

知事の定める砂防指定地管理規則等の範囲内で施業を行います。

ウ　自然公園特別地域内及び海域公園地区内の森林

自然公園特別地域内における森林施業に関する制限は、次のとおりです。

(ｱ) 特別保護地区

原則として立木の伐採や損傷、その他植物の採取等は禁止されています。

ただし、次にあげる場合にあっては、必要最小限の伐採を行うことができます。

a　災害または被害の予防及び防御のため必要のあるとき。

b　学術研究または試験に供する必要があるとき。

c　人工林または単層林に類する幼齢林において、保育のため必要のあるとき。

d　景観の維持助長のため必要のあるとき。

(ｲ) 第１種特別地域

a　第１種特別地域の森林は禁伐とします。ただし、風致維持に支障のない限り、単木択伐法を行うことができます。

b　単木択伐法は次により行います。

(a) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に 10 年以上を加えて決定します。

(b) 択伐率は現在蓄積の 10%以内とします。

(ｳ) 第２種特別地域

a　第２種特別地域の森林施業は、択伐法とします。

ただし、風致の維持に支障のない限り、皆伐法によることができます。

b　公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺は、原則として単木択伐法によるものとします。

c　伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とします。

d　択伐率は用材林においては現在蓄積の 30%以内とし、薪炭林においては 60%以内とします。

e　特に指定した風致樹については、保育及び保護に努めます。

f　皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとします。

(a) １伐区の面積は２ha 以内とします。ただし、疎密度３より多く、保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合、伐区面積を増大することができます。

(b) 伐区は、更新後５年以上を経過しなければ連続して設定することはできません。この場合においても、伐区は努めて分散させます。

(ｴ) 第３種特別地域

第３種特別地域の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業制限を設けません。

エ　鳥獣保護区特別保護地区内の森林

単木択伐、立木竹の本数において 20%以下の間伐又は保育のための下刈り、若しくは除伐は、鳥獣の保護繁殖上一般に支障がない行為と認められます。

オ　都市計画法に基づく風致地区

条例の定めるとおりとします。

カ　急傾斜地崩壊危険区域に係る森林

伐採に当たっては知事の許可を受ける必要があります。

別表１　公益的機能別施業森林区域及び施業方法

１　水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位：ha

区　　分		森林の区域	面　積	施業方法
総　　数			2,466.87	
市町村別内訳	下 松 市	44～51	503.77	伐期の延長、長伐期施業、複層林施業（択伐）、複層林施業（択伐以外）
	岩 国 市	52～56、59～71、1024、1025	1,544.29	
	周 南 市	39～43	418.81	

２　土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(1) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位：ha

区　　分		森林の区域	面　積	施業方法
総　　数			284.35	
市町村別内訳	下 松 市	44～48	73.03	複層林施業（択伐）
	岩 国 市	55、56、59、60、64、1024、1025	211.32	

(2) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

該当ありません。

(3) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位：ha

区　　分		森林の区域	面　積	施業方法
総　　数			1,472.85	
市町村別内訳	下 松 市	44～51	430.74	複層林施業（択伐）、複層林施業（択伐以外）
	岩 国 市	52～55、61～71、1024	673.12	
	周 南 市	39～43	368.99	

別表２　鳥獣害防止森林区域

該当ありません。